

ヘルパーステーション十日町
居宅介護等サービス利用契約書

利用者_____様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人十日町福祉会は、利用者に対し提供する居宅介護事業・重度訪問介護サービス（以下居宅介護等サービスという）の利用について、次のとおり契約します。

（目 的）

- 第1条** この契約は、利用者が居宅において日常生活を営むことが出来るよう、事業者が利用者に対して必要な障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害者居宅介護事業等を適切に提供することを定めます。
- 2 利用者が利用する福祉サービスは次の事業所です。
- 事業所の名称 ヘルパーステーション十日町
事業所所在地 新潟県十日町市高原田278番地1

（期 間）

- 第2条** この契約の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとし、利用者及び事業者から満了の1ヶ月前までに解約の申し出がない場合は、自動更新をするものとする。ただし、「支給変更・取り消し」等において、これより短い期間となった場合や契約期間を別に定めた場合は、この限りではありません。

（居宅介護計画及び契約支給量）

- 第3条** 利用者の受給者証に記載された居宅介護等の支給量を踏まえ、利用者の課題と意向を把握し、利用者の居宅介護等計画を作成します。この計画は、事業者が利用者に説明して同意を得た上で作成することとし、利用者はいつでも居宅介護等計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができるものとする。
- 2 事業者は、前項の居宅介護等計画に基づき契約支給量を定め、利用者の受給者証に記載します。
- 3 利用者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

（サービス内容）

- 第4条** 事業者は、前条に定める居宅介護等計画及び本契約書に基づいて、利用者の居宅等に訪問し、入浴、排泄、及び食事等の介護、調理、洗濯及び家事並びに生活等に関する相談及び助言など適切にサービスを提供します。

（利用者負担額及び実費負担額）

- 第5条** 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者に支払います。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付は、事業者が市町村から代理して受領します。
- 2 前項の利用者負担及び実費負担額は、1ヶ月毎に計算し、利用者はこれを翌月20日までに支払うものとします。

(記録保存整備義務)

第6条 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。事業者の営業時間に自分の記録を閲覧することができ、また実費を負担してコピーすることができます。

(サービスの中止、変更、追加)

第7条 利用者は、利用期日前において、居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日16:00までに事業者申し出るものとします。

- 2 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむをえない理由がある場合は、取消料はいただきません。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するほか、サービス提供可能な事業所の紹介などをおこないます。

(守秘義務)

第8条 事業者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
- 3 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅介護支援計画書立案のためのサービス支援者会議並びに相談支援専門員及び相談支援事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
- 4 事業者は利用者に医療上、緊急の必要がある場合には医療機関等に医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 5 第1項の規定にかかわらず、事業者は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等に関すること

(損害賠償)

第10条 事業者は、本契約に基づく施設サービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第8条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任の履行については速やかに行うものとします。

3 利用者は、故意又は過失により事業者に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は原状に復する責務を負うものとします。尚、損害賠償の額は利用者本人の心身の状況を考慮して減免出来るものとします。

(契約の終了事由)

第11条 利用者又は事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、本契約は終了するものとします。

(1) 利用者が死亡した場合。

(2) 居宅生活支援が必要ないと決定された場合。

(3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない理由により事業所を閉鎖した場合。

(4) 事業所の滅失や重大な毀損により、居宅介護サービスの提供が不可能になった場合

(5) 事業者が居宅介護事業の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。

(6) 第12条もしくは第13条に基づき本契約が解約された場合。

(7) 第2条の契約期間が満了した場合。

(利用者からの契約解約)

第12条 利用者は、事業者もしくはサービス従業者が以下の事項に該当する行為をおこなった場合には、ただちに本契約を解除することができます。

(1) 事業者が正当な理由なく居宅介護サービスを提供しない場合。

(2) 事業者が第9条に定める守秘義務に違反した場合。

(3) 事業者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけたり、著しい不信行為があったとき、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

(事業者からの契約解除)

第13条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

(1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(2) 利用者に支払能力があるにもかかわらず、第5条に定めるサービスの利用料金を3か月以上滞納し、相当期間を定めて督促したにもかかわらず、その期限までに支払いがない場合。

(3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従業者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。

(4) 事業者の職員が利用者又は利用者の関係者からのハラスメントを受けた場合。

(5) 利用者がサービス実施地域外に転居した場合。

(苦情解決)

第14条 事業者は、提供した居宅介護サービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情解決に関する規則に基づき、苦情を受け付ける窓口等を設置して適切に対処するものとします。

2 事業者は、利用者又は法定代理人等が苦情を申し立てた場合、これを理由とする不当な扱いは一切しないものとします。

(利用者代理人)

第15条 事業者は、利用者に対し、法定代理人が選定されるまでの間、利用者代理人を求めるものとします。但し、社会通念上、これが出来ない相当の理由があると認められる場合は、その限りではありません。

2 利用者代理人は、利用者が本契約に基づき債務を負うときは、利用者と連帯して履行の責任を負担するものとします。

(協議事項)

第16条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合、事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

以上のとおり、居宅介護等サービスに関する契約を締結します。

上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

ヘルパーステーション十日町
「居宅介護等事業」重要事項説明書

1. 事業者の概要

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、文章により説明を行うものです。

事業者の名称	社会福祉法人 十日町福祉会
法人種別	社会福祉法人
事業者の所在地	新潟県十日町市水口沢99番地
代表者名	理事長 尾身 晴夫
電話番号/FAX 番号	電話 025-761-7340 FAX 025-761-7341
認可年月日	平成20年10月1日

2. 事業の目的と運営の方針

事業所の種類	居宅介護等事業
事業所の目的	利用者のご家庭等にヘルパーを派遣して、適切な家事介護等の日常生活支援や社会生活を送るためのお手伝いをします。
事業所の名称	ヘルパーステーション十日町
事業所番号	1511000190
事業開始年月日	平成20年8月1日
管理者名	宮澤まゆみ
サービス提供責任者	
事業所の所在地	新潟県十日町市高原田278番地1
主たる対象者	知的障害者、身体障害者、精神障害者、障害児
運営方針	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（以下、「法」という。）の下、市町村との連携を密に障害児者から受け入れられる事業展開を行う。
電話番号/FAX 番号	電話 025-755-5971 FAX 025-768-4865
電子メール	info-helper @fuku-tokamachi.or.jp
開設年月日	平成20年8月1日
サービス提供地域	十日町市
サービス提供日	通年
サービス提供時間	8:30～17:30 とする。但し、利用者の希望に応じて対応する。

3. 職員体制

職 種	職員数	常勤	非常勤	常勤換算
管 理 者	1人（兼務）	1人		0.5以上
サービス提供責任者	3人以上 （内1兼務）	3人以上 （内1兼務）		2.5以上
訪問介護員	10人以上	4人以上	6人以上	

4. サービス内容

(1) 居宅介護

- ① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします）
 - ア. 入浴、身体清拭、洗髪の介助
 - イ. 排泄介助
 - ウ. 食事介助
 - エ. 衣服の着脱の介助
 - オ. 通院介助
 - カ. その他必要な身体介助を行います。
 - キ. 共に行う家事
※医療行為はいたしません。
- ② 家事援助等（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助をします）
 - ア. 利用者の食事の用意
 - イ. 利用者の衣類等の洗濯
 - ウ. 利用者の居室の掃除や整理整頓
 - エ. 利用者の日常生活の必要となる物品の買い物
 - オ. 通院介助
 - カ. その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。
※預貯金の引き出しや預入は行いません。
※利用者以外の方の調理や洗濯、居室、庭園等の清掃は原則として行いません。
- ③ 通院等乗降介助
ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する方を対象としたサービスです。
居宅における入浴、排泄、又は食事の介護、その他の厚生労働省で定める便宜、及び外出時の移動中介護を総合的にを行います。

(3) その他

必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

5. 利用料金等

(1) 利用者負担額(利用者本人及び扶養義務者の負担能力に応じ市町村が決定する額)

上記サービス利用に対しては、法に基づく介護給付費等が支給されます。法に基づく介護給付費等は、本事業所が代理受領致しますので、利用者から受給者証の記載内容に基づき、ご利用者負担額をいただきます。

- ① 一人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合、同時に二人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、二倍のご利用者負担を頂きます。
- ② 利用者の出身世帯が他の市町村に転出する場合は、ご利用者負担額が変わることもありますので、あらかじめ事業所までご連絡をお願いします。
- ③ 事業所が利用者に代わり市町村から受領した法に基づく介護給付費等の額については、ご利用者に通知いたします。
- ④ 法に基づく介護給付費等を事業者が代理受領を行わない場合（償還払い）は、市町村が定める法に基づく介護給付費等の全般を一旦お支払いいただきます。この場合、ご利用者に「サービス提供証明書」を交付します。「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると法に基づく介護給付費等が支給されます。

利用者負担額

所得区分		世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護		生活保護受給世帯	0円
低所得1		市町村民税非課税世帯であって障害者本人の収入が年収80万円（障害基礎年金2級相当額）以下の方	0円
低所得2		低所得1以外の市町村民税非課税世帯の方	0円
一般	所得割 16万円未満	市町村民税課税世帯（ただし、20歳以上の入所施設利用者、グループホーム利用者は除きます。）	9,300円
	所得割 16万円以上	市町村民税課税世帯	37,200円

(2) 利用料

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく「利用者負担金」は以下の通りです。
ただし、預貯金等の額及び収入額により低率負担の個別減免が適用されます。

【基本部分】

サービスの内容 1回あたりの所要時間		基本利用料	利用者負担金
居宅における身体介護及び通院等介助（身体介護を伴う場合）	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上	9,210円30分増すごとに830円を加算	9,210円に30分増すごとに83円を加算
家事援助	30分未満	1,060円	106円
	30分以上45分未満	1,530円	153円
	45分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間15分未満	2,390円	239円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,750円	275円

	1時間30分以上	3110円に30分増すごとに 350円を加算	311円に30分増すごとに 35円を加算
通院等介助（身体介護を 伴わない場合）	30分未満	1,060円	106円
	30分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間30分 未満	2,750円	275円
	1時間30分以上	3450円に30分増すごとに 690円を加算	345円に30分増すごとに 69円を加算
通院等のための 乗車又は降車の介助		1,020円	102円
重度訪問介護	1時間未満	1,860円	186円
	1時間以上1時間30分 未満	2,770円	277円
	1時間30分以上2時間 未満	3,690円	369円
	2時間以上2時間30分 未満	4,610円	461円
	2時間30分以上3時間 未満	5,530円	553円
	3時間以上3時間30分 未満	6,440円	644円
	3時間30分以上4時間 未満	7,360円	736円
	4時間以上8時間未満	8,210円に30分増すごと に850円加算	821円に30分増すごと に85円加算
	8時間以上12時間未満	15,050円に30分増す ごとに85円加算	1,505円に30分増す ごとに85円加算
	12時間以上16時間未 満	21,720円に30分増す ごとに810円加算	2,172円に30分増す ごとに81円加算
	16時間以上20時間未 満	28,340円に30分増す ごとに860円加算	2,834円に30分増す ごとに86円加算
	20時間以上24時間未 満	35,200円に30分増す ごとに800円加算	3,520円に30分増す ごとに80円加算

（注1）基礎研修課程終了者等により行われる場合、「居宅における身体介護、通院等介助（身体介護を伴う場合）」は上記基本部分70%、「家事援助、通院等介助（身体介護を伴わない場合）、通院等乗降介助」は上記基本部分90%が利用料になります。（重度訪問介護は除く）

（注2）重度訪問介護研修修了者による場合、「居宅における身体介護、通院等介助（身体介護を伴う場合）」は、1時間未満は184円、1時間以上1時間30分未満は274円、1時間30分以上2時間未満は366円、2時間以上2時間30分未満は457円、2時間30分以上3時間未満は549円、その後は、30分増すごとに68円が加算されます。「家事援助、通院等介助（身体介護を伴わない場合）、通院等乗降介助」は上記基本部分90%が利用料になります。（重度訪問介護は除く）

（注3）利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

(注4) 重度障害者等の場合は上記基本利用料に15%を加えます。(重度訪問介護のみ)
(注5) 障害支援区分6に該当する者の場合は上記基本利用料に8.5%を加えます。(重度訪問介護のみ)
(注6) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

① 居宅介護【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合(1月につき)	2,000円	200円
利用者負担上限額管理加算	事業所が利用者負担額合計の管理をおこなった場合(月1回を限度)	1,500円	150円
緊急時対応加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(月2回を限度。1回につき)	1,000円	100円
喀痰吸引等支援体制加算	特定事業所加算(Ⅰ)を算定していない事業所において、介護職員等が痰吸引等を実施した場合(1日当たり)	1,000円	100円
福祉専門職員等連携加算	精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等を共同して行った場合(90日間、3回を限度)	5,640円	564円
夜間・早朝、深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本部分の25%	
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本部分の50%	
特定事業所加算Ⅰ	当該加算の体制要件、人材要件及び重度要介護者等対応要件を満たす場合	上記基本部分の20%	
◎特定事業所加算Ⅱ	当該加算の体制要件及び人材要件を満たす場合	上記基本部分の10%	
特定事業所加算Ⅲ	当該加算の体制要件及び重度要介護者等対応要件を満たす場合	上記基本部分の10%	
特定事業所加算Ⅳ	当該加算の体制要件及び重度要介護者等対応要件を満たす場合	上記基本部分の5%	
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ1	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分の44.6%	
◎福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ2		上記基本部分の45.6%	
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ1		上記基本部分の43.1%	
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ2		上記基本部分の44.1%	
福祉・介護職員等		上記基本部分の37.6%	

処遇改善加算Ⅲ		
福祉・介護職員等 処遇改善加算Ⅳ		上記基本部分 30.2%
◎ 特別地域加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本部分の 15%

(注1) ■ 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

② 重度訪問介護【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,000円	200円
利用者負担上限額管理加算	事業所が利用者負担額合計の管理をおこなった場合(月1回を限度)	1,500円	150円
緊急時対応加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(月2回を限度。1回につき)	1,000円	100円
喀痰吸引等支援体制加算	特定事業所加算(Ⅰ)を算定していない事業所において、介護職員等が痰吸引等を実施した場合(1日当たり)	1,000円	100円
行動障害支援連携加算	行動障害を有する者に対して適切に支援を行うため、サービス提供責任者が「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」の作成者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同で行った場合(30日間、1回を限度)	5,840円	584円
夜間・早朝、深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本部分の25%	
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本部分の50%	
移動介護加算	1時間未満	1,000円	100円
	3時間まで30分増すごとに	250円を加算	25円を加算
	3時間以上	2,500円	250円
特定事業所加算Ⅰ	当該加算の体制要件、人材要件及び重度要介護者等対応要件を満たす場合	上記基本部分の20%	
特定事業所加算Ⅱ	当該加算の体制要件及び人材要件を満たす場合	上記基本部分の10%	
特定事業所加算Ⅲ	当該加算の体制要件及び重度要介護者等対応要件を満たす場合	上記基本部分の10%	
福祉・介護職員等 処遇改善加算Ⅰ		上記基本部分の37.2%	
福祉・介護職員等		上記基本部分の38.2%	

処遇改善加算Ⅰ 2	当該加算の算定要件を満たす場合	
福祉・介護職員等 処遇改善加算Ⅱ 1		上記基本部分の 35.7%
◎福祉・介護職員等 処遇改善加算Ⅱ 2		上記基本部分の 36.7%
福祉・介護職員等 処遇改善加算Ⅲ		上記基本部分の 30.2%
福祉・介護職員等 処遇改善加算Ⅳ		上記基本部分の 24.8%
◎特別地域加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本部分の 15%

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を
書面でお知らせします。

(3) 提供するサービスの内容

利用日	時間帯	類 型	内 容	介護給付対象
/	～			
/	～			
/	～			

(4) 利用者負担の算定例（契約期間の最初の月の利用者負担は、次のとおりです。）

①居宅介護

サービス内容	時間数	回数	料金（10割）		利用者負担金
			1回あたり	合計	合計（1割）
居宅における身体介護	時間	回	円	円	円
通院等介助（身体介護を伴う 場合）	時間	回	円	円	円
家事援助	時間	回	円	円	円
通院等介助（身体介護を伴わ ない場合）	時間	回	円	円	円
通院等乗降介助	時間	回	円	円	円
早朝加算	時間	回	円	円	円
夜間加算	時間	回	円	円	円
深夜加算	時間	回	円	円	円
初回加算	初回月のみ加算			円	円
特定事業所加算Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ・有	基本部分の10%				円
特別地域加算	有・無	基本部分の15%			円
利用者負担上限額管理加算	有・無	1,500円			円
小 計①				円	円
介護職員処遇改善加算Ⅰ 2 ②				円	円
実費負担③			内 容		利用者負担金（10割）
			円		円
合 計（①+②+③）				円	円
定率負担の個別減免 有・無					円

あなたにお支払いいただく見込みの金額 円

① 重度訪問介護

サービス内容	時間数	回数	料金（１０割）		利用者負担金
			１回あたり	合計	合計（１割）
重度訪問介護	時間	回	円	円	円
移動介護加算	時間	回	円	円	円
早朝加算	時間	回	円	円	円
夜間加算	時間	回	円	円	円
深夜加算	時間	回	円	円	円
初回加算	初回月のみ加算			円	円
特定事業所加算	I (II) III	・無	基本部分の１０～２０％		円
特別地域加算	(有)	・無	基本部分の１５％		円
利用者負担上限額管理加算	有	・無	１，５００円		円
小 計①			円		円
介護職員処遇改善加算 II 2 ②			円		円
実費負担③			内 容		利用者負担金（１０割）
			円		円
合 計（①＋②＋③）			円		円
定率負担の個別減免 有・無					円

あなたにお支払いいただく見込みの金額 円

(5) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記費用は、法に基づく介護給付の対象ではありませんので、ご利用者が負担してください。

- ・お住まいでの高熱費等・・・ご利用者のお住まいでのサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者負担となります。

(6) 支払方法

上記利用料金の支払いは、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月の２０日までに下記指定口座へ入金をお願いします。

金融機関からの口座振替	金融機関名	新潟県信用組合
	支店名	十日町支店
	口座番号	普通０４７２１２０
	名義	(福) 十日町福祉会

(7) ご利用の中止、変更等について

- ① ご利用予定日の前に、ご利用者のご都合により、居宅介護計画で定めたサービスの利用事業者に申し出てください。
- ② サービスの変更・追加は、ヘルパーの稼働状況により、ご利用者が希望する時間にサービスが提供できないことがあります。その場合、他の利用可能日時をご利用者に提示するほか、必要な調整を致します。

6. サービスの利用方法

- (1) 障害者居宅介護について法に基づく介護給付費等支給決定を受けた方で、本事業所のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。本事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- (2) サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成して、サービスの提供を行います。ご利用者の体調等の理由で居宅介護支援計画に予定されていたサービスが実施できない場合には、ご利用者の同意を得てサービス内容を変更します。ただし、当日訪問開始時間に中止の場合は利用者負担の相当額を実費負担していただきます。但し、本人の健康状態による場合は除く。
- (3) 適切なサービスを提供するために、同意を頂いた上で、ご利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用情報を活用させていただくことがあります。
- (4) 通院等万が一の事故に備えて第3者損害賠償保険にご加入ください。

7. 受給者証の確認

「住所」及び「居宅利用者負担」「支給量」等「受給者証」の記載内容の変更があった場合は速やかに事業所にお知らせください。また、ヘルパーやサービス提供者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供毎に、実施日時及び実施したサービス内容等を記録し、利用者にご内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があれば、いつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供毎の記録は、サービス提供日より5年間保管します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。

9. 暴力団等の排除

本事業所は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）

第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2号第1号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除します。

10. サービス利用にあたっての留意事項

サービスご利用にあたってご留意いただきたいことは下記のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので予め了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払い年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備など
- (2) 訪問介護員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りします。
- (3) 体調や様態の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに相談支援事業所または当事業所の担当者までご連絡ください。

- (4) 訪問中はペットにリードを付けるか、ゲージや利用者の居室以外へ移すなどの配慮をお願いします。
- (5) 事業者の職員が利用者又は利用者の関係者から暴言、暴力又はセクシャルハラスメントを受けた場合、事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び必要に応じて利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

11. 身分証明書携行義務

サービス提供者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示するものとします。

12. 本事業所ご利用相談・苦情窓口

受付担当者	ヘルパーステーション十日町 サービス提供責任者
解決責任者	ヘルパーステーション十日町管理者 宮澤まゆみ
第三者委員	社会福祉法人十日町福祉会 水落 久夫 村山 幸子
受付時間	8：30から17：30
面談場所	事業所 相談室 （窓口；当事業所の事務室）
電話番	025-755-5971
FAX	025-768-4865

十日町市福祉課	025-757-3111（新潟県十日町市千歳町3-3）
新潟県障害福祉課	025-285-5511（新潟県新潟市新光町4-1）
新潟県社会福祉協議会（運営適正化委員会）	025-281-5609

13. 秘密の保持、個人情報の取り扱いについて

- (1) 当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文書により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。
- (3) 利用者の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報に関する規定に従い、対応します。
なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。
- (4) 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間は利用契約期間とします。

14. 虐待防止のための取り組みについて

- (1) 虐待防止に関する責任者は、以下のものを選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 宮澤まゆみ
-------------	-----------

(

2) 虐待防止のための指針を整備するとともに、虐待防止の対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修会を定期的を開催しています。

(3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

15. 緊急やむを得ない身体拘束について

(1) 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。但し、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針に沿って身体的拘束の適正化を図ります。

16. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施はしていません。

17. 緊急時の対応

サービス提供中にご利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずる他、ご家族が不在の場合等、必要時下記の緊急連絡先へ速やかに連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住 所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏 名	続柄
住 所	
電話番号	

18. 業務継続計画の策定

(1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) 事業所は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和 年 月 日

居宅介護等サービスの提供及び利用の開始にあたり、本書面に基づき契約書に定める内容や重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	新潟県十日町市水口沢 9 9 番地
	法人名	社会福祉法人 十日町福社会
	代表者名	理事長 尾身 晴 夫 印
	説明者	サービス提供責任者 印

私は、本書面に基づいて事業者から契約に定める内容や重要事項の説明を受け、居宅介護等サービスの提供開始に同意します。
また、第 8 条第 3 項及び 4 項に定める利用者、利用者家族の個人情報の使用について、同意します。

利用者	住 所	新潟県
	氏 名	印

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を行いました。

署名代行者	住 所	
	氏 名	印
	続 柄	

私は、第 8 条第 3 項及び 4 項に定める利用者、利用者の家族の個人情報の使用について、同意します。

家族代表	住 所	
	氏 名	印
	続 柄	